最終更新日：2015年12月25日
株式会社シンニッタン
代表取締役社長　橋本　諭
問合せ先：総務部
証券コード：6319
http://www.snt.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

＜コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方＞
当社は、企業競争力を強化し、企業価値を高めていくことが当社グループの最重要課題であり、その実現のため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、また有効に機能させることが必要であると考えています。
経営監督機構については、当社は監査役制度を採用しており、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役3名）の体制で、経営方針及びコーポレート・ガバナンスの徹底のため、取締役会、経営会議の内容を充実させるとともに、下部組織への意識の共有化をすすめております。また、社外監査役を含む監査役の経営監督強化に努めており、経営面における法令・定款違反防止、社会通念上不適切な行為の排除に努めてまいります。また、経営の透明化を高め、迅速かつ正確な情報開示、明確な説明を行うことを通して、株主その他利害関係者に対して、円滑・良好な関係を構築していくことが当社の責務と考えております。
＜コーポレートガバナンスに関する基本方針＞
当社グループは、高い技術力により、安心・安全を支える製品を供給して行くことを通じ、社会に貢献するとともに企業として持続的な成長と発展を目指し、企業活動に取り組みます。そのため、的確且つ迅速な意思決定と業務遂行を行い、ステークホルダーに対し、透明性の高い健全な経営によって、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1－2－2＞
当社は、株主総会議案の十分な検討期間を確保することが必要と認識しております。一方、招集通知の記載については情報の正確性を考慮し、現状では会社法上に規定された株主総会の開催日の2週間前に発送しております。
今後、早期発送・ウェブサイトでの公表等について、具体的な検討を行ってまいります。

＜補充原則1－2－4＞
当社は、機関投資家等の株主構成の状況次第によっては議決権行使を使いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供も必要かとも考えますが、現状の株主構成や費用面を考慮した場合、不要と考えております。
今後も、株主構成の状況を勘案して引続き検討を行っていきます。

＜補充原則2－5－1＞
当社は、従業員等からの通報および相談を受け付ける窓口を総務部に設置しています。また、内部通報制度運用規則により通報者が保護されるよう体制を整備しています。今後、より独立性の高い体制構築と運用に取り組んでまいります。

＜補充原則4－1－2＞
当社の主要事業である鍛造事業は、B－to－Bの部品や製品が主体であることならびに経営環境の変化が激しい中で、数値目標をコミットメントする中期経営計画は策定しておりません。
なお、単年度計画と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っています。
＜原則4－2 取締役会の役割・責務（2）＞
当社は、経営陣幹部の提案活動が、会社の活性化・持続的な成長には不可欠なものであると認識しております。取締役会や各取締役等への提案は随時受け付ける機会を設けており、取締役会で決議すべき事項について、十分な審議検討を行っております。
決定した内容については、各事業分野の担当取締役が中心となり、その実行責任を担っています。
取締役の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような仕組みを今後検討してまいります。

＜補充原則4－2－1＞
当社は、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬は導入しておりませんが、取締役・経営陣は株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社・株主共同の利益のために行動していることから、現在の報酬体系が当社にとって適切なものであると判断しております。
今後、自社株報酬等も含めた新しい報酬制度については引続き検討を行ってまいります。

＜原則4－8 独立社外取締役の有効な活用＞
当社は、社外取締役を1名置いています。現在（平成27年12月）は、コーポレートガバナンス強化や中長期的な企業価値向上への提言を受ける為、平成20年3月経営諮問委員会（任意の社外有識者で構成）を設置して運営してきましたが、平成28年3月期間満了となる事から、社外取締役増員と本委員会継続について検討中であります。また、合わせて監査等委員会設置会社への移行も検討しています。

＜補充原則4－8－1＞
当社は、独立社外取締役が1名ですが、独立社外取締役と社外監査役の間で定期的な情報交換会を設置しております。また、企業価値に関する重要な事案については、従来は、経営諮問委員会メンバーとも情報交換会を実施しております。
今後は、原則4－8についての積極的な取り組みの中で新たな姿を検討いたします。

＜補充原則4－8－2＞
当社は、社外取締役が1名の為、「筆頭独立社外取締役」は設けておりませんが、独立社外取締役ならびに社外監査役の連絡窓口を定め、経営陣、監査役の連携を図っております。
今後は、原則4－8についての積極的な取り組みの中で新たな姿を検討いたします。

＜補充原則4－11－3＞
各取締役について実効性を分析・評価し、取締役会の実効性を向上させる努力を行います。具体的な方法については、課題とし、今後検討してまいります。

＜補充原則4－14－2＞
取締役については、会社法および時々の情勢に通じた内容で講習会への参画支援や情宣物の提供を行い、取締役としての役割・責務の理解や見識の向上に努めてまいります。また、監査役については必要に応じて講習会に参加して貰うなど監査役の役割・責務への理解促進をサポートします。
今後、具体的方針につきましては、検討をいたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜原則1－4. いわゆる政策保有株式＞
1. 政策保有に関する方針
当社の製品は、いわゆるB－to－B上の部品や製品が殆どで、生産・開発・販売を行う上で様々な企業との安定的な取引の確保や取引深耕、あるいは取引経緯から保有を持続するものなどの様々な理由と経緯があります。基本的に保有することが当社の企業価値向上や株主還元向上に繋がるとの観点で保有継続の判断を行っております。また、新たに取得や買い増しを行う場合には、取締役会に諮ったうえで実行しています。
2. 政策保有株式の議決権行使に関する基本方針
議決権行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重した上で、中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか等の視点に立って判断を行っております。

＜原則1－7. 関連当事者間の取引＞
当社は、その役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社（子会社を含む）および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引ついて取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

＜原則3－1. 情報開示の充実＞
（1）経営理念や経営戦略・経営計画
経営理念として「常にあふれる情熱を持って新しい価値を創造することにより社会に貢献する」を掲げております。（当社HP（http://www.snt.co.jp/jpn/index.php）に掲載）
経営戦略としては、大半が受注生産製品・部品であることから顧客満足度の向上を第一義とし、選ばれる会社を目指します。特に技術力・納期を評価されるよう当社の実力向上に重点を置いた戦略を立てております。経営計画は、基本的に年度計画の策定と実施を基本としており、売上高、営業利益、経常利益、当期利益は決算短信に反映させております。
（2）基本的な考え方・基本方針
＜基本的な考え方＞
企業競争力を強化し、企業価値を高めていくことが当社グループの最重要課題であり、その実現のため、コーポレートガバナンスを充実させ、また有効に機能させることが必要であると考えています。
経営監督機構については、当社は監査役制度を採用しており、取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役3名）の体制で、経営方針及びコーポレートガバナンスの徹底のため、取締役会、経営会議の内容を充実させるとともに、下部組織への意識の共有化をすすめております。また、社外監査役を含む監査役の経営監督強化に努めており、経営面における法令・定款違反防止、社会通念上不適切な行為の排除に努めてまいります。また、経営の透明化を高め、迅速かつ正確な情報開示、明確な説明を行うことを通して、株主その他利害関係者に対して、円滑・良好な関係を構築していくことが当社の責務と考えております。
＜基本方針＞
当社グループは、高い技術力により、安心・安全を支える製品を供給して行くことを通じ、社会に貢献するとともに企業として持続的な成長と発展を目指し、企業活動に取り組みます。そのため、的確且つ迅速な意思決定と業務遂行を行い、ステークホルダーに対し、透明性の高い健全な経営によって、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。
（3）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
＜方針＞
役員報酬は、固定的部分と変動的部分の組み合わせにより構成されているが、取締役の役位、職務責任、経験年数、業績成果等により本人のモチベーションを極大化するよう総合的かつ公平に決定しています。なお、役員全員の報酬の月額限度は、平成6年6月29日開催の第63回定時株主総会で、取締役月額2，000万円、監査役500万円とする承認を得ています。また、それらの年間支払総額は、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。
＜手続き＞
取締役及び監査役の報酬については、役員報酬委員会で定めた役員報酬規程内規（平成24年1月改定）に従う。取締役の個別の額の最終決定は取締役会議において代表取締役社長に一任された場合は、上記方針に従い決定します。
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社が置かれている環境を理解し、また、社外取締役の助言等も参考にして、業績評価も秀でた者で、十分な経験と高い見識から経営の方向性や事業展開について責任を以て意見を述べ、業務執行を行うものに在っては実行できる人材を適宜人選し、当人の意欲と決意を確認した上で取締役会へ上程し決定しています。
（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任について個別の選任・指名についての説明
個々の選任・指名理由については、次回の株主総会招集通知参考書類に記載を行います。

＜補充原則4－1－1＞
当社は、取締役会で決議すべき項目については、取締役会規程で規定しており、該当する項目ならびにその項目に準じると判断する内容については、取締役会に付議しその内容に対し十分な審議を行っております。
また、職務権限規程ならびに決裁権限規程にて、取締役各職位の職務を規定するとともに経営陣に委任する範囲を明確にしています。

＜原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社は、社外取締役の候補者選任にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準を前提に基準を策定し、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる取締役候補者を選定しております。

＜補充原則4－11－1＞
当社は定款により取締役は10名以内としております。現在社外取締役1名を含め、7名であります。現状、当社の事業規模から見て妥当な員数と考えております。取締役会は、事業の特殊性を踏まえ、経験・能力並びに取締役としての見識のある人材で、バランスよく構成されています。取締役の選任に当たっては取締役にふさわしいと考える候補者を代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会で審議の上決議したものを株主総会に上程し、株主総会の承認を得る事としています。

＜補充原則4－11－2＞

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に止めるようにしております。
また、当社は、毎年事業報告書にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しています。

＜原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針＞
当社では、IR担当および株主との対話の受付窓口は、財務部と総務部が行っており以下の取組を図っております。
(1)当社HP上において、株主からの要望ならびに問合せの窓口を設け、IR担当取締役を中心として速やかな回答に心掛けております。
(2)当社は、IR担当取締役が財務部長で企画室・総務部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的に部署間の連携を図っています。
(3)当社HPでは、四半期業績等の経営情報を掲載し、第2四半期決算・本決算開示に際しては、決算補足説明資料を作成し、株主の皆様に理解頂けるように努めております。
(4)当社は、株主等からの意見・要望等に対しては、集約して取締役会に報告し、経営に活用を行っております。
(5)当社は、IR窓口を1本化することにより、インサイダー情報の流出に留意しています。また、面談のクローズ期間を設定し、決算開示準備期間中における情報漏洩防止に留意しております。なお、クローズ期間の面談については、開示の公平性を保つため、株主・投資家等の対話のテーマは、当社の持続的成長、中長期にかかわる企業価値向上に関する事項に限定し、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーテイー ジャステック アカウント	2,108,400	7.27
株式会社りそな銀行	1,305,000	4.50
株式会社みずほ銀行	1,303,000	4.49
東プレ株式会社	1,292,600	4.45
新日鐵住金株式会社	1,288,800	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,210,200	4.17
ゼネラルファンデックス株式会社	1,203,800	4.15
日本パーカライジング株式会社	939,200	3.23
佐藤商事株式会社	846,600	2.91
東京海上日動火災保険株式会社	780,000	2.82

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

コーンウォール・キャピタル・マネジメント・エルピーから平成27年2月6日付で関東財務局長に提出された変更報告書により平成27年1月30日現在で株式(1、933千株)を所有している旨の報告を受けたが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤興平	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤興平	○	独立役員に指定しております。	弁護士として、法律に関する知識が豊富なため、法令、定款違反に係るチェックが有効に働くと考え、選任したものです。(独立役員の確保の状況)加藤興平氏は、法律の専門家として豊富な経験と見識を有しており、社外監査役就任当初から、取締役会へ出席し、経営全般における監視と提言を行ってまいりました。また、同氏は、当社経営陣と直接利害関係はなく高い独立性を有しており、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待される役割を十分果たすことができると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査の結果については定例的に監査役に報告することにしており、内部監査室での監査で業務改善が必要と判断された項目につきましては
随時その項目及び改善計画を監査役にも提出しております。また必要に応じて会計監査人と監査結果に関する会合を開いております。なお、監査役は必要に応じて内部監査部門の社員に対し監査業務に必要な命令をすることができる体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺文雄	税理士													
伊藤幸夫	その他													
清家千春	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺文雄		―――	税理士として、会計、税務に関する知識が豊富なため、当該業務に関するチェックが有効に働くと考え、選任したものです。
伊藤幸夫		―――	司法書士として、法律に関する知識が豊富なため、法令、定款違反に係るチェックが有効に働くと考え、選任したものです。
清家千春		―――	税理士として、国内外の会計、税務に関する知識が豊富なため、当該業務に関するチェックが有効に働くと考え、選任したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する具体的な基準はありませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしています。なお、１名の社外取締役および3名の社外監査役と、提出会社ならびに重要な子会社との間には、社外取締役、社外監査役の現在ならびに過去において所属した企業等も含め、何れも人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬は定款又は株主総会決議に基づく報酬であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、役位、在任年数、業績などをもとにして、代表取締役が月額基準を定めることを方針としており、これに基づいて株主総会で決議された総額の範囲内で支給しております。監査役の報酬については、監査役の協議により株主総会で決議された総額の範囲内で支給しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

サポートを専従とする社員は配置しておりませんが、監査役からの要望に対しては、内容に応じて総務部門、財務部門、内部監査部門で対応することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会の機能を強化させるため、全取締役及び事業部門の責任者が出席する経営会議を月２回開催し、業績の進捗状況、問題点と解決策を議論しております。取締役会においては、定例取締役会を月１回開催し、業務執行に係る重要事項の適法性、妥当性について検討を加え、決議し
ております。また、より透明性の高い経営体制を構築するために外部から有識者（弁護士、公認会計士、企業経営者）を招聘し、経営諮問委員会を運営しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、池上健志、根本芳男の2名であり、監査法人大手門会計事務所に所属しています。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名で監査法人大手門会計事務所に所属しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

外部の有識者で構成する経営諮問委員会を組織しております。この委員会は弁護士、公認会計士、企業経験者など各界の第一人者で構成されており、定期的に経営諮問委員会を開催し、取締役の会社経営に対する意見が述べられるなど実効をあげており、社外取締役の監督機能とともにコーポレート・ガバナンス向上の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算発表予定日、適時開示事項等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては財務部が担当しており、投資家からの質問に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	新しい価値を創造することによる社会への貢献を企業理念として掲げ、株主、取引先、その他関係者との円滑な関係の構築を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、環境保全に対する責務を果たすべく諸施策を推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）全役職員が、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることが企業存続のための基本的条件であり、当社グループの企業活動全般に潜在するリスクを排除、防止していくことが企業価値の向上につながるものと考えております。法令、定款遵守、リスク管理を徹底させるための内部統制システムの充実を全般的に推進しております。
（整備状況）コンプライアンスにかかわる規定を整備し、これを役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としています。また、法令、規定の遵守、情報管理等につきましては、役員会、経営会議において社長より全役員ならびに部門長に対して示達しているとともに、機会をとらえて朝礼、研修会等で部門長より全社員へ徹底しています。なお、内部監査室はコンプラアンスの状況を監査しております。当社グループの企業活動全般に潜在するリスクを排除、防止するため管理状況をチェックし、突発的危機発生による対外的影響を最小限に抑えるための対応として、社長による指揮統制、情報管理の一元化及び社外監査役によるリスク管理体制の強化に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、外部専門機関等と連絡を取り、毅然とした対応をいたします。
（整備状況）社内主管部署を総務部と定め、事案により警察や弁護士等の外部専門機関と協力し解決できる体制を構築しております。また、平素より警察等の外部機関による研修会に参加し反社会的勢力に関する情報収集や管理、対応を行う体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

公正かつ適正な買収防衛策の検討は行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの充実が企業価値の向上に不可欠との考えの下、今後も更に要求が高まる企業統治課題とそれをチェックする機能強化に努め、当社は株主はもとより経済社会全体に対して、社会的責任を果たしていく方針で臨んでおります。

【参考資料：模式図】

コーポレート・ガバナンスの模式図

